告

示

青森県告示第五百七十三号

(

行う聴聞の手続に関する規則 (平成六年九月青森県規則第五十一号) 第八条第一項の 日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が

行政書士法 (昭和二十六年法律第四号) 第十四条の三第五項の規定により聴聞の期

平成二十八年

第四千百九十四号

右	右	建設	都市	農田		右	公有	技能	おけ	行政		
同:	同 :	建設業者の許可の取消	都市計画公聴会の開催	;地利用配	公	同 :	2水面埋立	技能検定試験の施行	おける審理の公開.	当土法第	告	目
		可の取消し	会の開催	農用地利用配分計画の認可申請	告		公有水面埋立て工事のしゅ	の施行	公開	行政書士法第十四条の三第五項の規定による聴聞の期日に	示	次
				可申請			ゆん功認可			帯五項の規定		
										足による聴		
										闻の期日に		
	県上	県西	都市	構造			(港湾	開労政	(総発			
同	民地	民地	都市計画課	構造政策課		同	港湾空港課	(開政・能力)	総務学事課			
<u> </u>	局域 ·	局域 ·	課	課		<u> </u>	課	課力	課			
: バ	: ₩	: 七	: ~	: 四		: ≕	: =-	:	:			

規定により次のとおり公示する。

平成二十八年九月二日

青森県知事 Ξ 村

申

吾

当事者並びに聴聞の期日及び場所

		船水	氏	
		信義	名	当
	目三の 二二	弘前市大字幕	住	事
		戍森新町三丁	所	者
十時	九月	平成	期	
	九日午前	十八年	日	聴 聞 の
議室	青森県庁議会	青森市長島一	場	期日及び
	〔棟五階 A 会	丁目の一	所	場所
		十時九月九日午前	茂森新町三丁 平成二十八年	名 住 所 期 日 水信義 弘前市大字茂森新町三丁 平成二十八年 財 日 日

予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

Ξ 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

行政書士法第十四条第二号の規定に基づく四か月の業務の停止

1 名 称 青森県総務部総務学事課

(担当 法規グループ 電話○一七 七三四 九○八○)

2 所在地 青森市長島一丁目一の一

青森県告示第五百七十四号

ಠ್ಠ 施行規則 (昭和四十四年労働省令第二十四号) 第六十六条第三項の規定により公示す 平成二十八年度後期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法

平成二十八年九月二日

青森県知事

Ξ 村 申

吾

特級

実施職種

半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、建設機械整備、プラスチッ 機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、

2

一級及び二級

業)、農業機械整備 (農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工 (冷凍空気調 盤製図作業)、塗装 (鋼橋塗装作業) ウォール工事作業)、ガラス施工 (ガラス工事作業)、電気製図 (配電盤・制御 送施工(コンクリート圧送工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテン 事作業)、鉄筋施工 (鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業)、コンクリート圧 作業)、建築大工 (大工工事作業)、配管 (建築配管作業)、型枠施工 (型枠工 菓子製造作業、和菓子製造作業)、 みそ製造 (みそ製造作業)、酒造 (清酒製造 和機器施工作業) 、和裁 (和服製作作業) 、製版 (DTP作業) 、菓子製造 (洋 動販売機調整 (自動販売機調整作業) 、空気圧装置組立て (空気圧装置組立て作 器組立て (シーケンス制御作業) 、半導体製品製造 (集積回路組立て作業) 、自 さく井 (ロータリー式さく井工事作業) 、機械検査 (機械検査作業) 、

3

製作作業)、建築大工 (大工工事作業) 、配管 (建築配管作業) 制御作業)、冷凍空気調和機器施工 (冷凍空気調和機器施工作業)、 子機器組立て作業)、電気機器組立て (配電盤・制御盤組立て作業、シーケンス 機械加工 (普通旋盤作業) 、機械検査 (機械検査作業) 、電子機器組立て (電 和裁 (和服

単一等級

実施期日

青

樹脂接着剤注入施工 (樹脂接着剤注入工事作業

までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。 実技試験は、平成二十八年十二月一日 (木) から平成二十九年二月十二日 日

2 学科試験

平成二十九年一月二十二日 (日) に実施する検定職種

(1) 一級及び二級

機械検査、電気機器組立て、配管、型枠施工、ガラス施工

(2)

電気機器組立て、配管

平成二十九年一月二十九日 (日) に実施する検定職種

(1)

ζ 機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立 半導体製品製造、 自動販売機調整、空気圧装置組立て、建設機械整備、

プラスチック成形

(2)一級及び二級

造 さく井、 酒造、 カーテンウォール施工 自動販売機調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、みそ製

(3) 三級

冷凍空気調和機器施工

平成二十九年二月五日 (日) に実施する検定職種

 (\equiv)

(1)

半導体製品製造、空気圧装置組立て、 一級及び二級 和裁、 塗装 製版、 菓子製造、

鉄筋施工、コンクリート圧送施工、電気製図、

(2)三級

機械加工、 機械検査、電子機器組立て、和裁、建築大工

(3)単一等級

実施場所 樹脂接着剤注入施工

Ξ

実技試験は、 別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 増減される場合もある。 学科試験は、次に掲げる場所において行う。ただし、受検人員により会場数が

青森市 弘前市 八戸市

兀 受検申請書の提出期限

五 その他検定に関し必要な事項

平成二十八年十月三日 (月) から同月十四日 (金)

まで

受検申請書の用紙及び受検案内は、 青森県職業能力開発協会で配布する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課 (電話 九四一五) 又は青森県職業能力開発協会 (電話〇一七) 七三八

五五六一) へ問い合わせること。

青森県告示第五百七十五号

公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定により、平成二十

四年九月二十八日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定 をしたので、同条第二項の規定により告示する により、 平成二十八年八月二十二日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可

で平内町役場に備え置いて閲覧に供される。 免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日ま

平成二十八年九月二日

小湊港港湾管理者 青 吾 県

代表者 青森県知事 Ξ 村 申

認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

認可を受けた者の住所及び名称

1

青森市長島一丁目一の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島 一丁目一の

青森県知事 三村申吾

埋立区域

1

東津軽郡平内町大字東滝字滝一〇九の二、一〇九の三及び六九の一並びに同東

滝字間木九七、 五六の三、五六の一、八〇及び三七の三の地先公有水面

2

点と の地点を結んだ線により囲まれた区域 における公有水面と陸地との境界線、 点を結ぶ平成二十三年の秋分の日の満潮位(C・D・L+○・五三四メートル) 次の各点のうちの地点からの地点までを順次結んだ線、 の地点と の地点を結んだ線及び の地点と の地 の地

の地点 安井崎灯台 (北緯四〇度五七分三九秒、東経一四〇度五八分五一秒) から一六九度三六分二二秒
五三九・五八メートルの地点

の地点 の地点 の地点から八二度○四分○一秒 一六・七○メートルの地点 の地点から一七二度〇二分二六秒 九〇・八六メートルの地点

の地点 の地点 の地点から二九四度二九分一一秒 の地点から二〇四度一四分一一秒 一六・七六メートルの地点 一四・八五メートルの地点

の地点

の地点から二四度二四分二三秒

一〇・〇〇メートルの地点

3

面積

六一六・三七平方メートル

の地点 の地点 の地点 の地点

の地点から二六二度四九分五四秒 の地点から三五二度〇二分二八秒

一・三一メートルの地点 五〇・七二メートルの地点 の地点から七九度四三分四七秒

一・三三メートルの地点

の地点から三五二度〇四分〇五秒 二一・五九メートルの地点

青森県告示第五百七十六号

四年九月二十八日免許した公有水面の埋立てについて、 をしたので、同条第二項の規定により告示する。 により、 公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定により、 平成二十八年八月二十五日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可 同法第二十二条第 一項の規定 平成二十

で平内町役場に備え置いて閲覧に供される。 なお、 免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日ま

平成二十八年九月二日

代表者 小湊港港湾管理者 青森県知事 Ξ 青 村 森 申 吾 県

認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

認可を受けた者の住所及び名称

1

東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三

平内町

代表者の住所及び氏名

2

東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三

平内町長 船橋 茂久

1

埋立区域

東津軽郡平内町大字東滝字滝一〇九の二並びに同東滝字間木八〇及び三七の三

の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と

る公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域が平成二十三年の秋分の日の満潮位(C・D・L+〇・五三四メートル)におけのうち(の地点から)の地点までを順次に結んだ線及び(の地点と)の地点を結トル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域並びに次の各地点の地点を結ぶ平成二十三年の秋分の日の満潮位(C・D・L+〇・五三四メー

から一七〇度〇六分五一秒 五三九・五二メートルの地点の地点 安井埼灯台 (北緯四〇度五七分三九秒、東経一四〇度五八分五一秒)

の地点 の地点 の地点 の地点 の地点 安井埼灯台 (北緯四〇度五七分三九秒、東経一四〇度五八分五一秒 から一七○度一九分○六秒 六○四・○八メートルの地点 の地点から 三五六度二七分四六秒 の地点から 二六三度〇一分〇七秒 の地点から 一七一度五五分五〇秒 の地点から 八一度五四分三二秒 四・七九メートルの地点 五・二〇メートルの地点 一三・六一メートルの地点 五・八四メートルの地点

の地点 の地点 の地点 の地点 の地点 の地点 の地点 の地点 の地点から の地点から の地点から の地点から の地点から の地点から 二〇四度二四分二三秒 の地点から の地点から 二〇度四二分四三秒 二・五四メートルの地点 二九四度四一分四二秒 一七二度〇四分〇五秒 二一・五九メートルの地点 七九度三五分一三秒 三度四六分一六秒 一〇度五三分五四秒 一七度四五分五一秒 四・四四メートルの地点 四・七九メートルの地点 三・ハーメートルの地点 四・四二メートルの地点 五・七八メートルの地点 一〇・〇〇メートルの地点

二三〇・三七平方メートル

3

面積

公

告

農用地利用配分計画の認可申請

より当該農用地利用配分計画を次のとおり公告し、青森県農林水産部構造政策課にお項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定に農地中間管理事業の推進に関する法律 (平成二十五年法律第百一号) 第十八条第一

いてこの公告の日から二週間一般の縦覧に供する。

用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。なお、当該農用地利用配分計画の利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、

平成二十八年九月二日

青森県知事

村

申

吾

相切所部伸	阿部		宮古秋雄	宮古隆	宮古義美	野農村事	野沢	工藤	佐々	村川	飯 塚 仁	杉田政紀	氏
小野一男	規	部伸義	秋 雄	隆	義美	野村園芸農場農事組合法人	— 平	工藤隆弘	佐々木春治	川武五郎	仁	政紀	世権の
北津軽郡板柳町大字館	茂木字家岸二〇東津軽郡平内町大字田	むつ市並川町一六の六	○七の二三沢市織笠三丁目一二	五八三沢市織笠二丁目二五	五七三沢市織笠四丁目二六	前二二の二三戸郡五戸町字虫追塚	ーニーの二 青森市大字高田字川瀬	一六八の二六青森市大字羽白字富田	三青森市大字後潟字平野	田三青森市大字内真部字岸	一五七の一四青森市大字高田字川瀬	七〇の二青森市大字奥内字宮田	住所又は所在地設定等を受ける者
記録して) マール 北津軽郡板柳町大字滝井字	字金附一一四東津軽郡平内町大字清水川	一 むつ市大畑町中川原八〇の	四の一三沢市大字三沢字庭構八三	三四三沢市大字三沢字庭構一五	四二の一ほか四筆三沢市大字三沢字庭構六七	八五の一 十和田市大字伝法寺字大窪	二ほか九筆	五の三ほか四筆青森市大字羽白字富田二三	○ 青森市大字後潟字平野六三	○ほか二筆	ーの一ほか七筆 青森市大字金浜字船岡三八	八の一ほか八筆青森市大字奥内字宮田六一	生
,	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	示 平 成 ○○○	申認 請 日可

三浦千代治	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	山崎賢造	谷川悟	田中松男	竹ヶ原正克	竹ヶ原正克	沼端務	ション カウステー	久保田智	久保田智	鶴ヶ﨑薫	天間一博	運送 有限会社原幸	田頭良子	村山玲央
谷地六七と世東後	田二五の二〇	三四とおいらせ町洗平	目一丁目七三の八〇九上北郡おいらせ町二川	目三丁目七三の九七上北郡おいらせ町二川	目四丁目七三の二九五上北郡おいらせ町二川	目四丁目七三の二九五上北郡おいらせ町二川	谷地七一と北郡おいらせ町東後	内字芋ケ崎七七〇上北郡六ケ所村大字倉	ノ上五六上北郡東北町字萠出道	ノ上五六上北郡東北町字萠出道	四の四上北郡東北町字横志多	七の一二上北郡七戸町字中野七	三二上北郡七戸町字原久保	四の二上北郡七戸町字野崎二	一八の一上北郡野辺地町字明前
二ほか十二筆 上北郡おいらせ町沼端二二	七ほか二筆上北郡おいらせ町赤田前六	上北郡おいらせ町瓢三一〇	七六ほか一筆上北郡おいらせ町向平一一	○八	九ほか一筆上北郡おいらせ町浜道七〇	八上北郡おいらせ町向平六一	四六〇の二上北郡おいらせ町東下谷地	猿子沢一四九上北郡六ケ所村大字尾駮字	下一六四ほか一筆上北郡東北町字切左坂道ノ	下六五の三六ほか一筆上北郡東北町字切左坂道ノ	ケ森二〇の一ほか一筆上北郡東北町大字上野字天	六上北郡七戸町字根間手一〇	三五四上北郡七戸町字野崎狐久保	一〇六の九四のうち上北郡七戸町字野崎狐久保	の一ほか一筆上北郡野辺地町字明前六一
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

白板文雄	飯豊武雄	石井重幸	佐藤登	中村登	佐藤一夫	中村邦之	木野宮正子	梅内操	大石輝雄	佐藤新一	内沢一好	赤野義和	野村園芸農場	野村園芸農場	川村とよ	沼端務
原五六三年一年五六字原字	飯豊六一三戸郡田子町大字原字	原六三	飯豊平四四の一三戸郡田子町大字原字	飯豊七五三戸郡田子町大字原字	四十渡七二四十渡七二	原六二の一三戸郡田子町大字原字	字天間屋敷三〇三戸郡田子町大字相米	字山口三字山口三戸郡田子町大字山口	字道地二九の一三戸郡田子町大字石亀	飯豊四四の三三戸郡田子町大字原字	野面ハーの三三戸郡田子町大字原字	字天間屋敷二五の一三戸郡田子町大字相米	前二二の二二三戸郡五戸町字虫追塚	前二二の二二三戸郡五戸町字虫追塚	田六六の二三戸郡五戸町字下新井	谷地七一と北郡おいらせ町東後
下一二ほか八筆三戸郡田子町大字原字道ノ	渡一三一	渡一〇四の一三戸郡田子町大字原字林ノ	平一二の一	川原一四二三戸郡田子町大字原字上ミ	渡二四の一ほか一筆三戸郡田子町大字原字林ノ	市川原二六ほか一筆三戸郡田子町大字原字四日	内八二三戸郡田子町大字田子字獅々	二一二一二一一二三一郡田子町大字原字清水	渡三八の一三戸郡田子町大字原字林ノ	平一八の一	平三〇ほか一筆三戸郡田子町大字原字飯豊	モ川原五四ほか一筆三戸郡田子町大字山口字下	大久木沢尻一三五ほか八筆三戸郡五戸町大字切谷内字	字石沢後二ほか四筆三戸郡五戸町大字倉石石沢	の一のうちの一のうち	三五一の一上北郡おいらせ町東下谷地
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

大橋佑介	中村邦之
棟 金ケ沢東団地七号字金ケ沢板ノ下一の一三戸郡新郷村大字戸来	原六二の一三戸郡田子町大字原字
沢一三の一	市川原三九三戸郡田子町大字原字四日
"	"

都市計画公聴会の開催

第二項の規定により公告する。 るので、青森県都市計画法施行細則 (平成十六年三月青森県規則第二十一号) 第二条 計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催す 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第十六条第一項の規定により弘前広域都市

平成二十八年九月二日

Ξ 村 申

吾

青森県知事

Ξ 案件

変更案」という。 弘前広域都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案 (以下「都市計画

公述の申出等

ならない。 住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに

2 域内に住所を有する者とする。 公聴会に出席して意見を述べることを申し出ることができる者は、 弘前市の区

書面の提出期限

3

平成二十八年十月十一日までに到着のこと。

書面の提出先

4

青森県県土整備部都市計画課

弘前市都市環境部都市政策課

弘前市大字上白銀一の 青森市長島一丁目一の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

都市計画変更案の概要

五

弘前広域都市計画道路の変更 (青森県決定

都市計画道路中3・4・20号紺屋町野田線を以下のように変更する

開催の場所

平成二十八年十月十六日

午後一時から

青森県弘前合同庁舎

別館三階A会議室

弘前市大字蔵主町四

開催の日時

平	成28年	9月2	日 金	曜日
Ē	‡ 《 倍 农	四章	番	
 	一 高等	3 · 4 · 20	畑	他
ダメランドジョン	3	紺屋町野田線	路線名	苓
		弘前市大字紺) 町	陆	
		紹屋	近	<u></u>
2 車線	4 車線	弘前市大字和1 町	游	位
		哲飾	,,,,	
		弘前市大字亀 甲町	出る。	
約1,700m	約280m	約1,980m	河	区域
		地表式	構造	
		2 車線	単の数数	構
		16m	画	
		幹線街路と平面交差 6 箇所	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	福
			奎	

平规

升

田

Ш

意見の要旨及びその理由

六 2 1 都市計画変更案の閲覧 都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。 閲覧期間 弘前市都市環境部都市政策課 閲覧場所 青森県県土整備部都市計画課

閲覧時間 平成二十八年九月十二日から同月二十六日まで

3

午前八時三十分から午後五時まで

別記様式

宗 -1 H 1111

於

て意見を述べたいので申し出ます 弘前広域都市計画道路に関する都市計画の変更案について、次のとおり公聴会に出席し

青森県知事 ||| |李 田田田 礟

公述申出人 住氏 平

(11)

Ξ =

主たる営業所の所在地 北津軽郡板柳町大字小幡字柳田九一の

五 取消年月日 平成二十八年八月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

七

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十八年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十八年九月二日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

株式会社内山

代表者の氏名 内山 賢治

商号又は名称

Ξ 主たる営業所の所在地 上北郡東北町大字上野字新堤向六一の二八

兀 許可番号 青森県知事許可 (般 二四) 第一〇七六六号

五 取消年月日 平成二十八年八月五日

六 取消しに係る建設業の許可

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十八年九月二日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号又は名称 蒔苗工業

氏名 蒔苗 博

許可番号 青森県知事許可 (般 二六) 第一七〇七三号

兀

大工工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七 取消しの原因となった事実 建築工事業に係る一般建設業の許可

認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十八年四月一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十八年九月二日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 株式会社里村・建築・工房

代表者の氏名 里村 喜美夫

主たる営業所の所在地 十和田市大字法量字中里一二六

許可番号 青森県知事許可 (般 二五) 第五〇〇三八一号

兀

五 取消年月日 平成二十八年八月十日

取消しに係る建設業の許可 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、 鋼構

青

取消しの原因となった事実

造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七

九条第一項第四号の規定に該当する。 事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十 平成二十七年十二月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人)

定価小口一枚二付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行

県号 東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所·販売人)